

⑤社会福祉施設・事業所における感染防止対策

○社会福祉施設・事業所においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、次の事項に特段の配慮をしていきます。

- ・外出や人との接触を減らせるよう、業務の実施方法を見直し
- ・こまめな手洗い、咳工チケツトなど、**基本的な予防策の徹底**
- ・**職員の出勤前の検温や体調管理**
- ・体調不良（せき・発熱等）の職員の勤務は控える
- ・不要・不急の面会の制限
- ・換気の悪い密閉空間に、多数の人が密接して集まるのを避ける
- ・**職員は勤務時間の内外を問わず、不要・不急の外出を控える**